

平成 24 年 8 月 13 日

各 位

会社名 株式会社アルバック
 代表者名 代表取締役会長 諏訪 秀則
 (コード番号：6728 東証第一部)
 問合せ先 経営企画室 広報・IR室長 白見 隆行
 (TEL. 0467-89-2033 大代表)

第三者割当による種類株式の発行(A 種種類株式)、定款の一部変更、資本準備金の額の減少並びに株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 13 日の取締役会において、第三者割当による A 種種類株式の発行（以下「本種類株式第三者割当」といいます。）及び平成 24 年 9 月 27 日開催予定の当社第 108 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、本種類株式第三者割当に係る議案、本種類株式第三者割当に伴う定款の一部変更に係る議案、資本準備金の額の減少に係る議案（以下「本準備金の額の減少」といいます。）を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、本種類株式第三者割当による A 種種類株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき資本金及び資本準備金を減少することを決議いたしました（以下「株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少」といいます。）ので、併せてお知らせいたします。

なお、本種類株式第三者割当の実行については、本定時株主総会において上記の議案の全て、及び割当予定先の指名する者 1 名を当社の社外取締役として選任するための議案につき必要な承認が得られることを条件としており、株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本種類株式第三者割当の効力が生じることを条件としています。

記

I. A 種種類株式の発行

1. 本種類株式第三者割当の概要

(1)	払込期日	平成 24 年 9 月 28 日
(2)	発行新株式数	1,500 株
(3)	発行価額	1 株につき 金 10,000,000 円
(4)	払込金額の総額	15,000,000,000 円
(5)	資本組入額	1 株につき 5,000,000 円
(6)	資本組入額の総額	7,500,000,000 円
(7)	募集又は割当方法、及び割当予定先	第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 1 号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）に 1,500 株を割り当てる。
(8)	その他	詳細は別紙 1(A 種種類株式発行要項)及び別紙 2 (B 種種類株

	<p>式の内容) をご覧下さい。</p> <p>A 種種類株式の配当率は平成 27 年 6 月 30 日までは 3.5%、平成 27 年 7 月 1 日以降は 4.0%としており、A 種種類株主は普通株主及び B 種種類株主に優先して配当を受取ることができます。</p> <p>また、A 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が付されております。</p> <p>A 種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。</p> <p>B 種種類株式には定まった配当率はなく、B 種種類株主は普通株式の配当利回りと同水準の配当利回りで、普通株主と同順位で配当を受取ることができます。</p> <p>また、B 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権はありますが、その他の取得条項及び取得請求権はありません。</p> <p>B 種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。</p> <p>B 種種類株式は A 種種類株式に付された、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権の行使によって交付されその発行株数は最大で 37,500 株となります。このスキームは A 種種類株式の払込金額相当額に経過配当相当額及び累積配当（以下に定義します。）を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」といいます。）を現金で償還し、加えて最大で払込金額相当分の 25%に達する償還プレミアム部分を B 種種類株式で償還するものですが、かかるスキームを採用することにより、償還プレミアム部分を含む全額を金銭で償還する、金銭のみを対価とする取得請求権が行使される場合と比べて、当社の資金負担を軽減することができるとともに、A 種種類株式が直接普通株式に転換された時に比べて希薄化を抑制することが可能となります。</p> <p>当社と割当予定先は A 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使条件について契約で合意しており、A 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権、又は B 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使によって当社の普通株式が交付されるのは、原則として平成 27 年 10 月 1 日以降となります。</p>
--	---

2. 本種類株式第三者割当の目的及び理由

(1) 本種類株式第三者割当の経緯・目的

当社グループは、平成 24 年 4 月 26 日に発表した「事業構造改革プラン」を推進しております。その主な骨子は、以下のとおりです。

- ・リターンが見込まれない事業及びグループ会社の撤退、清算、合併、売却
- ・開発内容及び商品ラインナップの絞り込み、リソースの集中
- ・部署や事業部の統廃合による効率化
- ・上記に伴う資産圧縮及び人員の整理・削減

これらを実施した結果、当社は平成 24 年 6 月期の連結業績において 274 億円を、個別業績においては 231 億円をそれぞれ事業構造改善費用として特別損失に計上いたしました。また、繰延税金資産を 135 億円取り崩し、当社グループの自己資本は平成 23 年 6 月期末の 938 億円から 438 億

円へと大幅に減少いたしました。

「事業構造改革プラン」の実施により、安定した収益を計上することができる企業体質への転換を推進しておりますが、一方で、欧州の財政不安や中国の経済成長の不透明感は未だ解消の兆しが見えず、国内エレクトロニクス大手の更なる苦戦が予想されるなど、当社を取り巻く厳しい市場環境は、4月の「事業構造改革プラン」発表時の想定以上に長期化する可能性があり、当社の資金調達環境も今後厳しくなっていく懸念があります。

こうした状況を踏まえ、当社といたしましては、毀損した自己資本を増強し、有利子負債とのバランスを早期に改善することで、金融機関様や取引先様からの信用の維持向上を図るべきと考えております。

なお、メイン銀行の株式会社みずほ銀行様をはじめ株式会社三井住友銀行様、日本生命保険相互会社様など主要取引金融機関様からは、当社「事業構造改革プラン」に対するご理解と、金融面でのご協力をいただいているところであります。

また、今後の市場環境に対応していくためには、一刻も早く新商品を市場に投入できるよう、研究開発のスピードを早め、更に強力に商品開発を推し進める必要が生じてきております。

財務基盤の安定化と、研究開発に係る必要資金の確保との両面を満たす調達手法で、かつ、金融機関様の弊社に対する与信評価の維持向上と金融面でのご協力を継続して頂く最善の方法であり、当社の長期的な株主価値の維持・向上に資するものと判断し、当社の事業目的及び経営方針を深くご理解いただける投資家に対して A 種種類株式を発行することを、本日開催の取締役会において決議致しました。

A 種種類株式第三者割当により調達した資金につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、希望退職者募集に伴う退職金等の支払に見合う短期借入金の返済、プロダクト競争力のアップ、ダントツ商品開発の早期化のための研究開発投資に充当いたします。

以上により、当社グループは安定した財務基盤の下で、プロダクト競争力のアップ、ダントツ商品の開発・充実を通じて利益体質強化を図り、株主価値の向上に努めてまいります。

(2) 本種種類株式第三者割当により資金調達を実施する理由及び A 種種類株式及び B 種種類株式の概要

当社は、既存株主の利益に配慮しつつ、事業構造改革プランの推進と財務基盤安定化のために、様々な方策を検討して参りましたが、平成 24 年 6 月期において 500 億円の純損失を計上し、純資産の部が大きく毀損していることに鑑みて、早急に財務体質の改善を図ることが必要と判断いたしました。

調達手法については、一般の投資家を対象とする公募増資やライツ・イシュー等も検討いたしました。当社の現在の業績動向に鑑みて、当社の事業目的及び経営方針に深い理解を有するジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 1 号投資事業有限責任組合に対して、以下の特徴を有し、発行後直ちには希薄化が発生しないものと想定される A 種種類株式を発行することが適切であると判断いたしました。

かかる方法により、必要な資金を確実に確保することができるものと考えております。

なお、B 種種類株式は A 種種類株式に付された金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使された時に発行され、A 種種類株式の払込金額相当額 100 円に対して、平成 29 年 10 月 1 日以

降に金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使されることによって、最大で 25 円相当分の B 種種類株式が交付されることとなります。B 種種類株式の発行株数は最大で 37,500 株です。このスキームは A 種残余財産分配額を現金で償還し、加えて最大で払込金額相当分の 25% に達する償還プレミアム部分を B 種種類株式で償還するものですが、かかるスキームを採用することにより、金銭のみを対価とする取得請求権が行使される場合と比べて、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使された場合の当社の資金負担を軽減することができるとともに、A 種種類株式が直接普通株式に転換された時に比べて希薄化を抑制することが可能となるため、かかるスキームを採用いたしました。

A 種種類株式の特徴

① 配当金

A 種種類株式の配当率は平成 27 年 6 月 30 日までは年率 3.5%、平成 27 年 7 月 1 日以降は年率 4.0% としており、A 種種類株主は普通株主及び B 種種類株主に優先して配当を受取ることができます。ある事業年度において A 種種類株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に繰り延べられます（以下「累積配当」といいます。）。A 種種類株主は、当該配当に加え、当社普通株式の配当を受取ることにはできません。

② 普通株式を対価とする取得請求権

A 種種類株式には、平成 24 年 9 月 29 日以降いつでも行使可能な当社普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、当社と割当予定先は契約において、(i)財務制限条項違反等の債務不履行事由に該当し、当社又は当社の子会社が期限の利益を喪失している場合、(ii)当社と割当予定先とが締結する契約上の義務や表明保証条項等の違反に該当する場合、(iii)各決算期末における当社の分配可能額が当該時点において割当予定先が保有する A 種種類株式の数に 10,000,000 円を乗じた額を下回る場合、(iv)当社が金融商品取引法の定めに従った有価証券報告書の提出をしなかった場合以外には、平成 29 年 7 月 1 日までは普通株式を対価とする取得請求権を行使できないことを約しております。

普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に A 種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数は、A 種残余財産分配額を取得価額（以下「A 種取得価額」といいます。）で除した数であり、A 種取得価額は、平成 24 年 8 月 10 日の当社普通株式の普通取引の終値である 578 円を当初取得価額、当初取得価額の 200% に相当する 1,156 円を上限、当初取得価額の約 65% に相当する 375 円を下限として、平成 25 年 11 月 1 日以降の毎年 5 月 1 日及び 11 月 1 日に先立つ 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の VWAP の平均値の 95% に相当する額に修正されます。

③ 金銭を対価とする取得条項

A 種種類株式には、普通株式の希薄化を可能な限り抑制するために、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は平成 24 年 9 月 29 日以降いつでも、A 種種類株主等に対して、35 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、当社取締役会が別に定める日に、金銭を対価として A 種種類株式の全部又は一部を取得することができます。

この対価となる金銭は、A 種種類株式の払込金額相当額 100 円に対して、(i)平成 28 年 9 月

30 日までに金銭を対価とする取得条項が行使された場合には 115 円に経過配当相当額及び累積配当を加えた額、(ii)平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までに金銭を対価とする取得条項が行使された場合には 120 円に経過配当相当額及び累積配当を加えた額、(iii)平成 29 年 10 月 1 日以降に金銭を対価とする取得条項が行使された場合には 125 円に経過配当相当額及び累積配当を加えた額となります。

④ 金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権

A 種種類株式には、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が付されており、A 種種類株主は平成 27 年 10 月 1 日以降いつでも、金銭及び B 種種類株式を対価として A 種種類株式の全部又は一部を取得することを当社に請求できます。

この対価となる金銭は、常に A 種残余財産分配額であり、対価となる B 種種類株式は、A 種種類株式の払込金額相当額 100 円に対して、(i)平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までに金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使された場合には 15 円相当分、(ii)平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までに金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使された場合には 20 円相当分、(iii)平成 29 年 10 月 1 日以降に金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使されるた場合には 25 円相当分となります。

⑤ 議決権

A 種種類株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されておりません。

⑥ 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければなりません。

B 種種類株式の特徴

① 配当金

B 種種類株式には定まった配当率はなく、B 種種類株主は普通株式の配当利回りと同水準の配当利回りで、普通株主と同順位で配当を受取ることができます。

② 普通株式を対価とする取得請求権

B 種種類株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、B 種種類株主はいつでも当社普通株式を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することを当社に請求することができます。

B 種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数は、B 種種類株式 1 株あたり 100,000 円を取得価額（以下「B 種取得価額」といいます。）で除した数であり、B 種取得価額は、平成 24 年 8 月 10 日の当社普通株式の普通取引の終値である 578 円を当初取得価額、当初取得価額の約 135%に相当する 781 円を上限、当初取得価額の約 65%に相当する 375 円を下限として、平成 27 年 11 月 1 日以降の毎年 5 月 1 日及び 11 月 1 日に先立つ 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の VWAP の平均値の 95%に相当する額に修正されます。

③ 議決権

B 種種類株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されておられません。

④ 譲渡制限

B 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければなりません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額	15,000,000,000 円
発行諸費用の概算額	150,000,000 円
差引手取概算額	14,850,000,000 円

(注) 発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、フィナンシャルアドバイザー費用、リーガルアドバイザー費用、価値算定費用で、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 希望退職者募集に伴う退職金等の支払に見合う短期借入金の返済	5,300	平成 24 年 10 月
② プロダクト競争力のアップ、下記分野におけるダントツ商品開発の早期化のための研究開発投資	9,550	平成 24 年 10 月～ 平成 26 年 6 月
(a) 450mm ウェハー対応を中心とした半導体関連	(4,200)	
(b) 高輝度 LED・高機能デバイス・TSV 実装を中心とした電子機器関連	(3,500)	
(c) OLED 照明を中心とした FPD 関連	(1,850)	

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

「2. 本種類株式第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、本種類株式第三者割当により調達した資金を、希望退職者募集に伴う退職金等の支払に見合う短期借入金の返済及び研究開発に係る必要資金に充当することで財務基盤及び利益体質を強化し、厳しい市場環境においても安定した収益を計上することが可能となり、当社の長期的な株主価値の維持・向上につながるものと考えております。これらの観点を踏まえ、本資金使途は当社にとり合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A 種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（以下「みずほ第一 FT」といいます。）に対して A 種種類株式の価値算定を依頼した上で、みずほ第一 FT より、A 種種類株式の価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。みずほ第一 FT は、一定の前提（A 種種類株式の配当率、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである三項格子モデルを用いて A 種種類株式の公正価値を算定しております。

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるみずほ第一 FT による本価値算定書における評価結果を勘案し、A 種種類株式の払込金額は本価値算定書に記載された A 種種類株式の理論価値を上回るため、本種類株式第三者割当は有利発行に該当しないと判断いたしました。

また、当社監査役全員も同様に、当社から独立した第三者評価機関であるみずほ第一 FT による本価値算定書における評価結果を勘案し、A 種種類株式の払込金額は本価値算定書に記載された A 種種類株式の理論価値を上回るため、本種類株式第三者割当は有利発行に該当しないとの見解を示しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権、又は A 種種類株式の金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権の行使により交付される B 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、当社の普通株式が交付されることとなりますが、A 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額で行使された場合に、累積配当が存在しない状態で最大で 41,595,555 株の普通株式が発行され、本種類株式第三者割当により発行される A 種種類株式の潜在的な議決権数を平成 24 年 6 月 30 日における発行済株式の議決権数で除した議決権の希薄化率は最大で約 84.3%となります。なお、A 種種類株式に付された金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使されることによって発行される、B 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額で行使された場合には、最大で 10,000,000 株の普通株式が発行され、この場合の議決権の希薄化率は平成 24 年 6 月 30 日における議決権数に対して最大で約 20.3%となりますので、A 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に生じる最大の希薄化よりも小さいものとなります。また、累積配当が存在しない状態で A 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付する普通株式の最大数である 41,595,555 株（累積配当が存在する場合には当該株数を上回る可能性があります）の普通株式を交付するためには当社の発行可能株式総数及び普通株式に係る発行可能種類株式総数を拡大することが必要となることがありますが、当社と割当予定先はかかる場合に、当社が発行可能株式総数及び普通株式に係る発行可能種類株式総数を変更するために必要な手続きを速やかに行うことを約しております。

しかしながら、当社の取締役会としては、当社の状況及び財務状況に鑑みれば、本種類株式第三者割当による株式の希薄化の規模は以下の理由から合理的であると考えております。

① 当社は、平成 24 年 6 月期に 500 億円の連結純損失を計上し、自己資本が大きく毀損し

た状態となっており、事業構造改革プランの推進及び財務基盤の安定化のためには、自己資本を大きく充実させ、財務体質の抜本的な改善を図ることが必須であること。

- ② 本種類株式第三者割当で調達した資金により、短期借入金の圧縮、収益基盤の強化、市場競争力の強化が実現され、既存株主に帰属する利益の拡大が実現できること。
- ③ A 種類株式又は B 種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づく相当数の当社普通株式の交付による希薄化に配慮して、A 種類株式から当社普通株式への転換、又は B 種類株式から当社普通株式への転換は、原則として最も早く平成 27 年 10 月 1 日以降に行われる設計とし、急激な希薄化に一定の配慮がなされていること。また、普通株式への転換前の A 種類株式及び B 種類株式は議決権を有しないこと。

本種類株式第三者割当は大規模な希薄化を伴うことから、平成 24 年 9 月 27 日開催予定の本定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂く予定です。また、株主の皆様ご意思確認の方法として最も直截的な方法である株主総会での普通決議によるご承認を頂くため、経営者から独立した者からの第三者意見の聴取は予定しておりません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合	
(2) 割当予定株数	A 種類株式 1,500 株	
(3) 払込予定金額	15,000,000,000 円	
(4) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
(5) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(6) 組成目的	有価証券の取得等	
(7) 組成日	平成 22 年 11 月 16 日	
(8) 出資者	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 三菱商事株式会社 ドイツ銀行東京支店	
(9) 業務執行組合員の概要 (無限責任組合) (General Partner)	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 岡 昭一
	事業内容	有価証券の取得及び保有等
	資本金	100,000,000 円
(10) 当社と業務執行組合員との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係なし	
(11) 当社と割当予定先との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係なし	

※ なお、割当予定先の業務執行組合員の代表者に対する面談等を通じ、割当予定先又はその出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

本種類株式第三者割当の実施に際し、当社の事業目的や経営方針、並びに本種類株式第三者割当の目的・商品性に対して賛同いただける投資家を検討した結果、国内で一定の投資実

績を有するジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合に対して、A種種類株式を発行することが適切であると判断いたしました。

なお、当社は割当予定先の選任する者1名を当社の社外取締役として選任するための議案を本定時株主総会に上程します。また、当社と割当予定先の間では、当社に対する出資に関する事項について、以下の内容を含む契約を締結することを決議しております。

① 当社の遵守事項

当社は、大要以下の事項を割当予定先に対して誓約しています。

- ・ 当社が平成24年4月26日に公表した事業構造改革プランを達成するよう合理的な最善の努力を尽くすこと。
- ・ 割当予定先に定期的に、当社の監査済みの財務諸表及び連結財務諸表、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告書の写し等の書類を提出すること。
- ・ 割当予定先がA種種類株式をA種種類株式の発行可能種類株式総数の3分の1以上保有する限り、割当予定先の指名により本定時株主総会により選任された社外取締役が当社の取締役でなくなる場合等、割当予定先が別に指名する者1名を当社の社外取締役に選任する旨の議案及び議題を当社の株主総会に上程すること。
- ・ 割当予定先がA種種類株式を引き受けた後、当社は、取締役会が諮問するためのエクイティ・モニタリング会議を設置し、事業構造改革プランの実現に向けた具体的な施策を3ヶ月以内に同会議に付議し、同会議の意見を最大限尊重して同プランの実現に向けて行動し、割当予定先がA種種類株式をA種種類株式の発行可能種類株式総数の3分の1以上保有する限り当該会議を維持し、割当予定先が指定する者をその構成員として参加させること。
- ・ 割当予定先がA種種類株式をA種種類株式の発行可能種類株式総数の3分の1以上保有する限り、当社及び当社の子会社の定款の変更、株式等の発行、自己株式の買受、資本金又は準備金の額の変更、事業構造改革プランの変更等並びに事業構造改革プランに従ってその実現のために行う場合以外の剰余金の配当、一定の重要な資産、営業等の取得又は処分、業務提携、組織再編行為、一定の借入、保証等、倒産処理手続きの申立等、重要な新規事業への進出等の重要な行為を当社又は当社の子会社が行う場合に、割当予定先の事前の書面等による承諾を得ること。
- ・ 割当予定先がA種種類株式をA種種類株式の発行可能種類株式総数の3分の1以上保有する限り、割当予定先が選定する者1名を当社に出向させる権利を割当予定先に付与すること。
- ・ A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権を行使することが可能となった場合、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権を行使するために合理的に必要となる範囲で、割当予定先が当社に対し普通株式の発行可能株式総数を変更することを請求することを認め、この場合、普通株式の発行可能株式総数を拡大させるために必要な手続を速やかに行うものとし、当社の株主総会でかかる変更が承認されるよう合理的に可能な限り最大限努力すること。
- ・ 本件A種種類株式に係る剰余金の配当を実現するための資本金又は資本準備金の額の減少、子会社による剰余金の配当の実施等の必要な措置をとるよう合理的に努力を行うこと。

- ・ 割当予定先が A 種種類株式を A 種種類株式の発行可能種類株式総数の 3 分の 1 以上保有する限り、財務制限条項違反その他の債務不履行事由等に該当する場合、事業構造改革プランの抜本的な改善を行うよう誠実に努力すること。
- ・ 割当予定先に対して、借入契約、法令遵守状況等の一定の報告を行うこと。

② 普通株式を対価とする取得請求権の行使制限

当社と割当予定先は、以下の事項に該当する場合以外には、平成 29 年 7 月 1 日までは A 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使しないことを約しております。

- ・ 財務制限条項違反等の債務不履行事由に該当し、当社又は当社の子会社が期限の利益を喪失している場合
- ・ 当社と割当予定先とが締結する契約上の義務や表明保証条項等の違反に該当する場合
- ・ 各決算期末における当社の分配可能額が当該時点において割当予定先が保有する A 種種類株式の数に 10,000,000 円を乗じた額を下回る場合
- ・ 当社が金融商品取引法の定めに従った有価証券報告書の提出をしなかった場合

③ 金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権に関する制限

当社と割当予定先は、割当予定先による金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権の行使につき、以下の事項を約しております。

- ・ 金銭及び B 種種類株式対価取得請求の効力が生じる日の 45 取引日前までに、割当予定先が当社に対して、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求を行う意向を有している旨並びにその A 種種類株式数を書面により通知（当該通知は撤回することができない。）すること。
- ・ 割当予定先が金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求を行うことができる A 種種類株式の合計数は、(i)平成 27 年 10 月 1 日（同日を含む。）から平成 28 年 9 月 30 日（同日を含む。）までの間は、500 株から平成 27 年 9 月 30 日（同日を含む。）までに当社による金銭を対価とする取得条項の行使により当社が取得した A 種種類株式の合計数を減じて得られる数、(ii)平成 28 年 10 月 1 日（同日を含む。）から平成 29 年 9 月 30 日（同日を含む。）までの間は、1,000 株から平成 28 年 9 月 30 日（同日を含む。）までに割当予定先による金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権又は当社による金銭を対価とする取得条項の行使により当社が取得した A 種種類株式の合計数を減じて得られる数までとし、(iii)平成 29 年 10 月 1 日（同日を含む。）以降においては、上限株数を定めないものとする。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先からは A 種種類株式を取得後、中長期的に継続保有する方針である旨の説明を受けております。

また、A 種種類株式並びに A 種種類株式の金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権の行使に伴って発行される B 種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権が付されており、割当予定先は A 種種類株式の発行要項及び当社と割当予定先とで締結する契約に従って、一定期間経過後、市場環境や当社財務状況を適宜観察しながら、かかる取得請求権を行

使して当社普通株式を取得する可能性があります。かかる取得請求権の行使の結果として割当予定先が交付を受ける普通株式については、割当予定先は市場環境を見ながら適宜売却していく意向であることを確認しております。

当社は割当予定先が払込期日から 2 年間に於いて、割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ております。また、割当予定先の出資者の財務諸表を確認する等し、割当予定先は払込期日までに割当予定株式を引受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

<普通株式>

A 種種類株式又は B 種種類株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから、本種類株式第三者割当後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては、計算に含めておりません。

募集前(平成 24 年 6 月 30 日現在)		募集後
TAIYO FUND, L. P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	17.30%	同左
日本生命保険相互会社	6.57%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口 6、信託口 1、信託口 3、信託口 7、信託口 8、信託口 5、信託口 2、信託口 4、信託口 9)	6.28%	
株式会社みずほ銀行	3.88%	
株式会社三井住友銀行	3.78%	
アルバック持株会	2.80%	
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.84%	
稲畑産業株式会社	1.61%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.60%	
三井住友信託銀行株式会社	1.42%	

<A 種種類株式>

募集前(平成 24 年 8 月 13 日現在)		募集後
該当なし		ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合 100.00%

8. 今後の見通し

本種類株式第三者割当により、平成 25 年 6 月期連結及び単体の財務体質の安定化を図ります。

なお、今後の見通しについては、本日付け当社発表の「平成 24 年 6 月期決算短信」にて記載しております平成 25 年 6 月期の連結業績予想をご覧ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本種類株式第三者割当については、希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条第 2 号に基づく株主の意思確認手続きとして、本定時株主総会において普通決議による承認を得ることにしております。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)

	平成 22 年 6 月期	平成 23 年 6 月期	平成 24 年 6 月期
連結売上高(百万円)	221,804	232,040	196,804
連結営業利益(百万円)	4,809	1,850	△6,384
連結経常利益(百万円)	4,942	1,441	△6,497
連結当期純利益(百万円)	2,138	△8,706	△49,984
1 株当たり連結当期純利益(円)	46.60	△176.43	△1,012.94
1 株当たり配当金(円)	21.00	-	-
1 株当たり連結純資産(円)	1,992.06	1,787.51	751.00

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 24 年 6 月 30 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	49,355,938 株	100.00%

※ 平成 24 年 6 月 30 日現在において、潜在株式はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 22 年 6 月期	平成 23 年 6 月期	平成 24 年 6 月期
始値	2,750 円	1,719 円	1,988 円
高値	2,850 円	2,408 円	1,992 円
安値	1,665 円	1,316 円	375 円
終値	1,740 円	1,973 円	728 円

② 最近 6 か月間の状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
始値	1,015 円	975 円	924 円	596 円	417 円	722 円
高値	1,112 円	994 円	924 円	606 円	811 円	772 円
安値	932 円	883 円	646 円	375 円	402 円	527 円
終値	977 円	909 円	646 円	420 円	728 円	613 円

③ 取締役会決議日前日における株価

	平成 24 年 8 月 10 日
始値	560 円
高値	590 円
安値	560 円
終値	578 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成22年1月26日	14,810百万円	20,873百万円	22,100百万円	(注)

(注) 普通株式の一般募集（公募増資）によるものです。

II. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

A種種類株式及びB種種類株式の発行に備えるため、各種類株式の内容に関する規定及びA種種類株式、B種種類株式のそれぞれの発行可能種類株式総数に関する規定を創設します。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙3(定款変更案)のとおりです。

3. 定款変更の日程

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成24年8月13日 |
| (2) 本定時株主総会開催日 | 平成24年9月27日(予定) |
| (4) 定款変更の効力発生日 | 平成24年9月27日(予定) |

III. 本準備金の額の減少について

1. 本準備金の額の減少の目的

財務内容の健全化と早期の分配可能額の計上を図ることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、「その他資本剰余金」へ振り替えます。本件は「純資産の部」における勘定の振替処理であり、現金及び預金の減少を伴うものではありません。

2. 本準備金の額の減少の要領

平成24年9月27日を効力発生日として、平成24年8月13日現在の資本準備金の額22,100,419,017円を全額減少し、その他資本剰余金に振り替えます。なお、本準備金の額の減少は、本定時株主総会において必要な承認が得られることを条件として、効力が発生するものとします。

3. 本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成24年8月13日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 平成24年8月24日(予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成24年9月24日(予定) |
| (4) 本定時株主総会開催日 | 平成24年9月27日(予定) |
| (5) 効力発生日 | 平成24年9月27日(予定) |

IV. 株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少

1. 株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

上記Ⅲ. 1. に記載のとおり、財務内容の健全化と早期の分配可能額の計上を図ることを目的として、会社法第 447 条第 1 項乃至第 3 項及び会社法第 448 条第 1 項乃至第 3 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、「その他資本剰余金」へ振り替えます。本件は「純資産の部」における勘定の振替処理であり、現金及び預金の減少を伴うものではありません。

2. 株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

次のとおり、平成 24 年 9 月 28 日を効力発生日として、株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少を行う予定です。

なお、株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本種類株式第三者割当によって A 種種類株式の発行が行われることを条件とします。

(1) 減少すべき資本金の額及び方法

会社法第 447 条第 1 項乃至第 3 項に基づき、A 種種類株式の発行と同時に、資本金 7,500,000,000 円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

なお、本種類株式第三者割当により資本金の額が、7,500,000,000 円増加いたしますので、効力発生後の資本金の額が効力発生前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額及び方法

会社法第 448 条第 1 項乃至第 3 項に基づき、A 種種類株式の発行と同時に、資本準備金 7,500,000,000 円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

なお、本種類株式第三者割当により資本準備金の額が、7,500,000,000 円増加いたしますので、効力発生後の資本準備金の額が効力発生前の資本準備金の額を下回ることはありません。

3. 株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 24 年 8 月 13 日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 平成 24 年 8 月 24 日(予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成 24 年 9 月 24 日(予定) |
| (4) 効力発生日 | 平成 24 年 9 月 28 日(予定) |

以上

A種種類株式発行要項

1. 種類株式の名称

株式会社アルバック A種種類株式（以下「A種種類株式」という。）

2. 募集株式の種類および数

A種種類株式 1,500 株

3. 募集株式の払込金額

募集株式 1 株につき 10,000,000 円

4. 募集株式の払込金額の総額

15,000,000,000 円

5. 申込期日

平成 24 年 9 月 27 日

6. 払込期日

平成 24 年 9 月 28 日

7. 増加する資本金および資本準備金

資本金 7,500,000,000 円（1 株につき 5,000,000 円）

資本準備金 7,500,000,000 円（1 株につき 5,000,000 円）

8. 発行方法

第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に 1,500 株を割り当てる。

9. 剰余金の配当

(1) A種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）およびB種種類株式を有する株主またはB種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて以下「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式 1 株につき、A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に、下記 9. (2) に定める配当年率（以下「A種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「A種期末配当金」という。）の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種配当年率

A種配当年率は、平成 27 年 6 月 30 日までの期間においては 3.5%とし、平成 27 年 7 月 1 日以降の期間においては 4.0%とする。

(3) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 累積条項

ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等およびB種種類株主等に先立ち、A種種類株式 1 株につき、A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および下記 10. (3)に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」といい、以下同様とする。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記 10. (1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過A種配当金相当額

A種種類株式 1 株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を 360 で除して得られる額をいう。但し、かかる計算上 1 ヶ月を 30 日、1 年を 12 ヶ月からなる 360 日として（1 ヶ月に満たない場合は経過日数を基準として）計算するものとする。

11. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成 24 年 9 月 29 日（同日を含む。）以降いつでも、当社に対して、下記 12. (2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種転換請求」という。）、当社は、当該A種転換請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記 12. (2)に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種転換請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記12.(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記10.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「A種転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、A種転換請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」という。）第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

578円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成25年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日および11月1日（以下「A種修正日」という。）に、A種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が1,156円（以下「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とし、375円（以下「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。

「A種修正日における時価」とは、各A種修正日に先立つ30連続取引日（以下、本12.(4)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記12.(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記12.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(5) A種取得価額等の調整

(ア) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、A種上限取得価額およびA種下限取得価額（併せて以下「A種取得価額等」という。）を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後A種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額等を調整する。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記 12. (5) (エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本 12. (5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額等調整式」という。）によりA種取得価額等を調整する。調整後A種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{社が保有する普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{（新たに発行する普通株式1株当たり）} \times \text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right) + 1}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記 12. (5) (エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 12. (5) (ア)④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 12. (5) (ア)④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記 12. (5) (エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 12. (5) (ア)⑤において同じ。）に、また株主割

当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本12.(5)(ア)⑤によるA種取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A.乃至C.のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後A種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額等の調整を適切に行うものとする。

A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにA種取得価額等の調整を必要とするとき。

B. A種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のA種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

C. その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額等の調整を必要とするとき。

(ウ) A種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(エ) A種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後A種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

(オ) A種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額等と調整前A種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6) A種転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 本店（証券代行受付）

(7) A種転換請求の効力発生

A種転換請求の効力は、A種転換請求に要する書類が上記12.(6)に記載するA種転換請求受付場所に到達したときに発生する。

(8) 普通株式の交付方法

当社は、A種転換請求の効力発生後、当該A種転換請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、平成 24 年 9 月 29 日（同日を含む。）以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 35 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A 種種類株式の全部または一部を取得することができる（A 種種類株式の一部を取得する時は、比例按分の方法による。）ものとし（以下「金銭対価償還」という。）、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記 13. (2)に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) A 種累積未払配当金相当額および上記 10. (3)に定める経過 A 種配当金相当額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13. (1)においては、上記 10. (3)に定める経過 A 種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、経過 A 種配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 償還係数

償還係数は、金銭対価償還日が(i)平成 24 年 9 月 29 日（同日を含む。）から平成 28 年 9 月 30 日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては 1.15、(ii)平成 28 年 10 月 1 日（同日を含む。）から平成 29 年 9 月 30 日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては 1.20、(iii)平成 29 年 10 月 1 日（同日を含む。）以降においては 1.25 とする。

14. 金銭および B 種種類株式を対価とする取得請求権

(1) 金銭および株式対価取得請求権

A 種種類株主は、平成 27 年 10 月 1 日（同日を含む。）以降いつでも、当社に対して金銭および B 種種類株式を対価として、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭および株式対価取得請求」という。）、当社は、当該金銭および株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭および株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭および下記 14. (2)に定める数の B 種種類株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 14. (1)においては、上記 10. (3)に定める経過 A 種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「当該金銭および株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「金銭および株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過 A 種配当金相当額を計算する。但し、当該金銭および株式対価取得請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、金銭および株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいい、以下同様とする。）を超える場合には、金銭および株式対価取得請求日における分配可能額を限度として、金銭および株式対価取得請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数

上記 14. (1)によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、金銭および株式対価取得請求日が、(i)平成 27 年 10 月 1 日（同日を含む。）から平成 28 年 9 月 30 日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に 15 を乗じて得られる数、(ii)平成 28 年 10 月 1 日（同日を含む。）から平成 29 年 9 月 30 日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に 20 を乗じて得られる数、(iii)平成 29 年 10 月 1 日（同日を含む。）以降においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に 25 を乗じて得られる数とする。また、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得請求受付場所等

上記 12. (6)および 12. (7)の規定は、本 14. による金銭および株式対価取得請求の場合に準用する。

15. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 株式の併合または分割

当社は、A種種類株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 募集株式の割当て等

当社は、A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受けられる権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

16. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

17. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

B種種類株式の内容

1. 種類株式の名称

株式会社アルバック B種種類株式（以下「B種種類株式」という。）

2. 株式の数

37,500株

3. 剰余金の配当

(1) B種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記4.(1)に定めるB種残余財産分配額に、下記3.(2)に定める配当率（以下「B種配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種配当率

B種配当率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ30連続取引日（以下、本3.(2)において「B種配当率算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が公表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B種配当率算定期間中に下記6.(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記6.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(3) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

4. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり100,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記4.(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

5. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 株式対価取得請求権

B種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記6.(2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種転換請求」という。）、当社は、当該B種転換請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記6.(2)に定める数の普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種転換請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記6.(3)乃至6.(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、B種転換請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法（平成17年法律第86号）第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

578円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日および11月1日（以下「B種修正日」という。）に、B種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が781円（以下「B種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とし、375円（以下「B種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とする。

「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ30連続取引日（以下、本6.(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記6.(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は

下記 6. (5) に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(5) B種取得価額等の調整

(ア) 平成 24 年 9 月 29 日 (同日を含む。) 以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、B種上限取得価額およびB種下限取得価額 (併せて以下「B種取得価額等」という。) を調整する。

- ①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりB種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後B種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日) の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、B種取得価額等を調整する。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記 6. (5) (エ) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本 6. (5) において同じ。)) の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式 (以下「B種取得価額等調整式」という。) によりB種取得価額等を調整する。調整後B種取得価額等は、払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日) の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日 (以下「株主割当日」という。) の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記 6. (5) (エ) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合 (株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、

本 6. (5) (ア)④において同じ。) に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 6. (5) (ア)④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式 1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記 6. (5) (エ)に定める普通株式 1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 6. (5) (ア)⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式 1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 6. (5) (ア)⑤によるB種取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A. 乃至C. のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後B種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、B種取得価額等の調整を適切に行うものとする。

A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにB種取得価額等の調整を必要とするとき。

B. B種取得価額等を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のB種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

C. その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額等の調整を必要とするとき。

(ウ) B種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(エ) B種取得価額等調整式に使用する普通株式 1株当たりの時価は、調整後B種取得価額等を適用する日に先立つ 30 連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

(オ) B種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額等と調整前B種取得

価額等との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額等の調整はこれを行わない。

(6) B種転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 本店（証券代行受付）

(7) B種転換請求の効力発生

B種転換請求の効力は、B種転換請求に要する書類が上記6.(6)に記載するB種転換請求受付場所に到達したときに発生する。

(8) 普通株式の交付方法

当社は、B種転換請求の効力発生後、当該B種転換請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 株式の併合または分割

当社は、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 募集株式の割当て等

当社は、B種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000 万株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000 万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>普通株式 8,000 万株</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>A 種種類株式 1,500 株</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>B 種種類株式 37,500 株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき 100 株とし、A 種種類株式につき 1 株、B 種種類株式につき 1 株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 章の 2 A 種種類株式</u></p> <p>(A 種種類株式)</p> <p><u>第 12 条の 2</u> 当社の発行する A 種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>1. 剰余金の配当</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(1) A 種期末配当金</u></p> <p>当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」とい</p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p>う。) およびB種種類株式を有する株主 (以下「B種種類株主」という。) またはB種種類株式の登録株式質権者 (両者を併せて以下「B種種類株主等」という。) に先立ち、A種種類株式 1株につき、A種種類株式 1株当たりの払込金額相当額に、下記 1.(2)に定める配当年率 (以下「A種配当年率」という。) を乗じて算出した額の金銭 (以下「A種期末配当金」という。) の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) A種配当年率</p> <p>A種配当年率は、平成27年6月30日までの期間においては3.5%とし、平成27年7月1日以降の期間においては4.0%とする。</p> <p>(3) 非参加条項</p> <p>A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(4) 累積条項</p> <p>ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額 (1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。) については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。</p> <p>2. 剰余財産の分配</p>

現行定款	変更定款案
	<p>(1) <u>残余財産の分配</u> <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等およびB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および下記2.(3)に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」といい、以下同様とする。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>(2) <u>非参加条項</u> <u>A種種類株主等に対しては、上記2.(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(3) <u>経過A種配当金相当額</u> <u>A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を360で除して得られる額をいう。但し、かかる計算上1ヶ月を30日、1年を12ヶ月からなる360日として（1ヶ月に満たない場合は経過日数を基準として）計算するものとする。</u></p> <p>3. <u>議決権</u> <u>A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>4. <u>普通株式を対価とする取得請求</u></p>
(新設)	
(新設)	

現行定款	変更定款案
	<p>権</p> <p>(1) <u>株式対価取得請求権</u></p> <p><u>A種種類株主は、平成 24 年 9 月 29 日（同日を含む。）以降いつでも、当会社に対して、下記 4. (2) に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A 種転換請求」という。）</u>、当会社は、当該 A 種転換請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記 4. (2) に定める数の普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>(2) <u>A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u></p> <p><u>A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A 種転換請求に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記 4. (3) 乃至 (5) で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本 (2) においては、上記 2. (3) に定める経過 A 種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「A 種転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、経過 A 種配当金相当額を計算する。また、A 種転換請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p>(3) <u>当初取得価額</u></p> <p><u>578 円</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p><u>(4) 取得価額の修正</u></p> <p><u>取得価額は、平成 25 年 11 月 1 日（同日を含む。）以降の毎年 5 月 1 日および 11 月 1 日（以下「A種修正日」という。）に、A種修正日における時価（以下に定義する。）の 95%に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、本 4. (4)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）</u>、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が 1,156 円（以下「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とし、375 円（以下「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。</p> <p><u>「A種修正日における時価」とは、各A種修正日に先立つ 30 連続取引日（以下、本 4. (4)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記 4. (5)に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は下記 4. (5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</u></p> <p><u>「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>(5) <u>A種取得価額等の調整</u></p> <p>(ア) <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、A種上限取得価額およびA種下限取得価額（併せて以下「A種取得価額等」という。）を調整する。</u></p> <p>① <u>普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u></p> $\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割前発行済普通株式数}}}{\frac{\text{分割後発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}}$ <p><u>調整後A種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>② <u>普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額等を調整する。</u></p> $\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合前発行済普通株式数}}}{\frac{\text{併合後発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}}$ <p>③ <u>下記 4. (5) (エ) に定める普通株式 1</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本4.(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額等調整式」という。）によりA種取得価額等を調整する。調整後A種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後A種取得価額等} = \frac{\text{（発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} \times \text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{（発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記4.(5)(エ)に定める普通株</p>

現行定款	変更定款案
	<p>式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 4. (5) (ア) ④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 4. (5) (ア) ④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A 種取得価額等調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後 A 種取得価額等とする。調整後 A 種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記 4. (5) (エ) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基</p>

現行定款	変更定款案
	<p>準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 4.(5)(ア)⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 4.(5)(ア)⑤によるA種取得価額等の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A.乃至C.のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後A種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額等の調整を適切に行うものとする。</p> <p>A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関</p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p><u>して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにA種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>B. A種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のA種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>C. その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>（ウ）A種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>（エ）A種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後A種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>（オ）A種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額等と調整前A種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p> <p><u>5. 金銭を対価とする取得条項</u></p> <p><u>(1) 金銭対価取得条項</u></p> <p><u>当社は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもち、A種種類株主等に</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>対して、金銭対価償還日の 35 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A 種種類株式の全部または一部を取得することができる（A 種種類株式の一部を取得する時は、比例按分の方法による。）ものとし（以下「金銭対価償還」という。）、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に (i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記 5. (2) に定める償還係数を乗じて得られる額並びに (ii) A 種累積未払配当金相当額および上記 2. (3) に定める経過 A 種配当金相当額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 5. (1) においては、上記 2. (3) に定める経過 A 種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、経過 A 種配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 償還係数</p> <p>償還係数は、金銭対価償還日が (i) 平成 24 年 9 月 29 日（同日を含む。）から平成 28 年 9 月 30 日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては 1.15、(ii) 平成 28 年 10 月 1 日（同日を含む。）から平成 29 年 9 月 30 日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合におい</p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p>ては 1.20、(iii)平成 29 年 10 月 1 日（同日を含む。）以降においては 1.25 とする。</p> <p>6. <u>金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権</u></p> <p>(1) <u>金銭および株式対価取得請求権</u></p> <p><u>A種種類株主は、平成 27 年 10 月 1 日（同日を含む。）以降いつでも、当会社に対して金銭およびB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭および株式対価取得請求」という。）、当会社は、当該金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭および下記 6. (2)に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 6. (1)においては、上記 2. (3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「当該金銭および株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「金銭および株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。但し、当該金銭および株式対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、金銭および株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいい、以下同様とする。）を超える場合には、金銭お</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p><u>よび株式対価取得請求日における分配可能額を限度として、金銭および株式対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p><u>(2) A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数</u></p> <p><u>上記 6. (1)によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、金銭および株式対価取得請求日が、(i)平成 27 年 10 月 1 日（同日を含む。）から平成 28 年 9 月 30 日（同日を含む。）までのいずれの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に 15 を乗じて得られる数、(ii)平成 28 年 10 月 1 日（同日を含む。）から平成 29 年 9 月 30 日（同日を含む。）までのいずれの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に 20 を乗じて得られる数、(iii)平成 29 年 10 月 1 日（同日を含む。）以降においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に 25 を乗じて得られる数とする。また、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>7. 株式の併合または分割、募集株</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p><u>式の割当て等</u></p> <p>(1) <u>株式の併合または分割</u></p> <p><u>当社は、A種種類株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p>(2) <u>募集株式の割当て等</u></p> <p><u>当社は、A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>
(新設)	<p>8. <u>譲渡制限</u></p> <p><u>A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
(新設)	<p>9. <u>法令変更等</u></p> <p><u>法令の変更等に伴いA種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</u></p>
(新設)	<p><u>第2章の3 B種種類株式</u></p>
(新設)	<p><u>(B種種類株式)</u></p> <p><u>第12条の3 当社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</u></p>
(新設)	<p>1. <u>剰余金の配当</u></p> <p>(1) <u>B種期末配当金</u></p> <p><u>当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記2.(1)に定めるB種残余財産分配額に、下記1.(2)に定める配当年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p><u>の金銭（以下「B種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(2) B種配当年率</u></p> <p><u>B種配当年率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ30連続取引日（以下、本1.(2)において「B種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記4.(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記4.(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</u></p> <p><u>(3) 非参加条項</u></p> <p><u>B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><u>(4) 非累積条項</u></p> <p><u>ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>2. 残余財産の分配</u></p> <p><u>(1) 残余財産の分配</u></p> <p><u>当社は、残余財産を分配するとき</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>は、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり100,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(2) 非参加条項</u> B種種類株主等に対しては、上記2.(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>3. 議決権</u> B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>4. 普通株式を対価とする取得請求権</u> <u>(1) 株式対価取得請求権</u> B種種類株主は、いつでも、当会社に対して、下記4.(2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種転換請求」という。）、当会社は、当該B種転換請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記4.(2)に定める数の普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p><u>(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種転換請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、</p>
(新設)	
(新設)	

現行定款	変更定款案
	<p> <u>下記 4. (3)乃至 4. (5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、B種転換請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u> </p> <p> <u>(3) 当初取得価額</u> <u>578 円</u> </p> <p> <u>(4) 取得価額の修正</u> <u>取得価額は、平成 27 年 11 月 1 日（同日を含む。）以降の毎年 5 月 1 日および 11 月 1 日（以下「B種修正日」という。）に、B種修正日における時価（以下に定義する。）の 95%に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、本 4. (4)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）</u>、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が 781 円（以下「B種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とし、375 円（以下「B種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とする。 </p> <p> <u>「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ 30 連続取引日（以下、本 4. (4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下</u> </p>

現行定款	変更定款案
	<p>記 4. (5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記4. (5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>(5) 取得価額等の調整</p> <p>(ア) 平成 24 年 9 月 29 日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、B種上限取得価額およびB種下限取得価額（併せて以下「B種取得価額等」という。）を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりB種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後B種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、B種取得価額等を調整する。</p> $\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$

現行定款	変更定款案
	<p>③下記 4. (5) (エ)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本 4. (5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「B種取得価額等調整式」という。）により B種取得価額等を調整する。調整後 B種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後 B種取得価額等} = \frac{\text{（発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} \times \text{普通株式 1株当たりの時価}}{\text{（発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記 4. (5) (エ)に定める普通株</p>

現行定款	変更定款案
	<p>式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 4. (5) (ア) ④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 4. (5) (ア) ④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、B 種取得価額等調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後 B 種取得価額等とする。調整後 B 種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記 4. (5) (エ) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基</p>

現行定款	変更定款案
	<p>準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 4.(5)(ア)⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 4.(5)(ア)⑤によるB種取得価額等の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A.乃至C.のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後B種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえで、B種取得価額等の調整を適切に行うものとする。</p> <p>A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関</p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p><u>して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにB種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>B. B種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のB種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>C. その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>（ウ）B種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>（エ）B種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後B種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>（オ）B種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額等と調整前B種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額等の調整はこれを行わない。</u></p> <p><u>5. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p><u>(1) 株式の併合または分割</u> <u>当社は、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p><u>(2) 募集株式の割当て等</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条～第43条 (条文省略)</p>	<p><u>当社は、B種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>6. <u>譲渡制限</u> <u>B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>7. <u>法令変更等</u> <u>法令の変更等に伴いB種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第19条の2 <u>第15条、第16条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>②第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>③第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>④定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については第14条の規定を準用する。</u></p> <p>第20条～第43条 (現行どおり)</p>